

○花巻市保育士等家賃補助金交付要綱

平成30年3月30日告示第99号

改正

令和2年3月30日告示第105号

令和4年3月31日告示第81号

令和5年3月31日告示第113号

令和5年11月17日告示第412号

花巻市保育士等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等入所可能人数の増加を図るため、保育士等の就労の継続、就職の動機付けとして経済的負担を軽減することにより、保育士等を確保することを目的に、私立の保育所等に勤務する保育士等が本人名義で契約する民間賃貸住宅の家賃の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 次の市内の施設をいう。ただし、市が設置するものを除く。
 - ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。イにおいて「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設
 - イ 法第7条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設
- (2) 保育士等 1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上保育所等に勤務し、教育又は保育業務（第5条において「保育業務等」という。）に従事する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格を有している者をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 保育士等が自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 雇用主が給与の一部として与える住宅
 - イ 保育士等の1親等又は2親等の親族が所有している住宅
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、

駐車場使用料その他住居以外の費用を除く。

- (5) 住宅手当 雇用主が保育士等に対して支給する住宅に関する手当等の月額をいう。
(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する保育士等
(2) 独身で単身世帯の者又は独身で当該年度において19歳に満たない子とのみ同居する者
(3) 保育所等に雇用が開始された日が令和7年3月1日までの者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保育士等が納付した民間賃貸住宅に係る1月当たりの家賃（4万2千円を上限とする。）から、住宅手当を控除した額に、補助対象とする月数を乗じた額の2分の1の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、当該補助金の交付を受けた初年度から起算して3年度目までとする。

- 2 前項の期間において、対象とする月は、保育業務等を開始した日が月の初日の場合はその日の属する月から保育業務等をしなくなった日の属する月まで、月の初日以外の場合にはその日の属する月の翌月から保育業務等をしなくなった日の属する月までとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、花巻市保育士等家賃補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅賃貸借契約書の写し
(2) 資格を証明する資格証等の写し
(3) 世帯全員の住民票の原本
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月30日告示第105号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第81号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第113号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月17日告示第412号)

この告示は、告示の日から施行し、第6条の規定による改正後の花巻市保育士等家賃補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。